

# 福知山市こども・若者計画 (案)

令和8年3月  
福知山市

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の位置付け .....	1
3 計画の期間 .....	2
第2章 計画の基本的な考え方 .....	3
1 計画の基本理念 .....	3
2 計画の体系 .....	3
3 計画の基本目標 .....	4
第3章 施策の内容 .....	5
基本目標1 こどもや若者の基本的人権を尊重し、成長段階に合わせた 社会参画の仕組みをつくります .....	5
基本目標2 こどもや若者の健やかな成長に資する環境づくりをすすめます ...	8
基本目標3 こどもや若者の育成支援に関する相談や支援の体制を整備します .....	11
第4章 計画の推進体制 .....	14
1 計画の進行管理 .....	14
2 計画に位置付けた「こども・子育て支援事業債」の活用 .....	14
3 計画の推進体制 .....	14
資料編 .....	15
1 福知山市子ども・子育て会議条例 .....	15
2 福知山市子ども・子育て会議委員等名簿 .....	17
3 福知山市子ども・子育て会議開催経過 .....	17
4 福知山市子ども・若者計画の策定に係るアンケート調査結果概要 .....	18

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景

少子高齢化や過疎化、国際化、情報化など社会の変化に伴い、子どもや若者を取り巻く環境は大きく変わっています。その中で、ひきこもり、児童虐待などの様々な問題が深刻化し、また若者の社会的な孤立や貧困なども問題となっています。

国連においては、1989年に「子どもの権利条約」が採択され、我が国も1994年に批准しました。この条約では、「すべての子どもの権利の保障」、「子どもの最善の利益」、「子どもの生きる権利と発達の権利」および「子どもの意見の尊重」の原則が謳われており、この原則を受けて、わが国でも「子ども基本法」において、子ども等の意見を反映させて、子どもに関する施策を策定・評価することとされました。

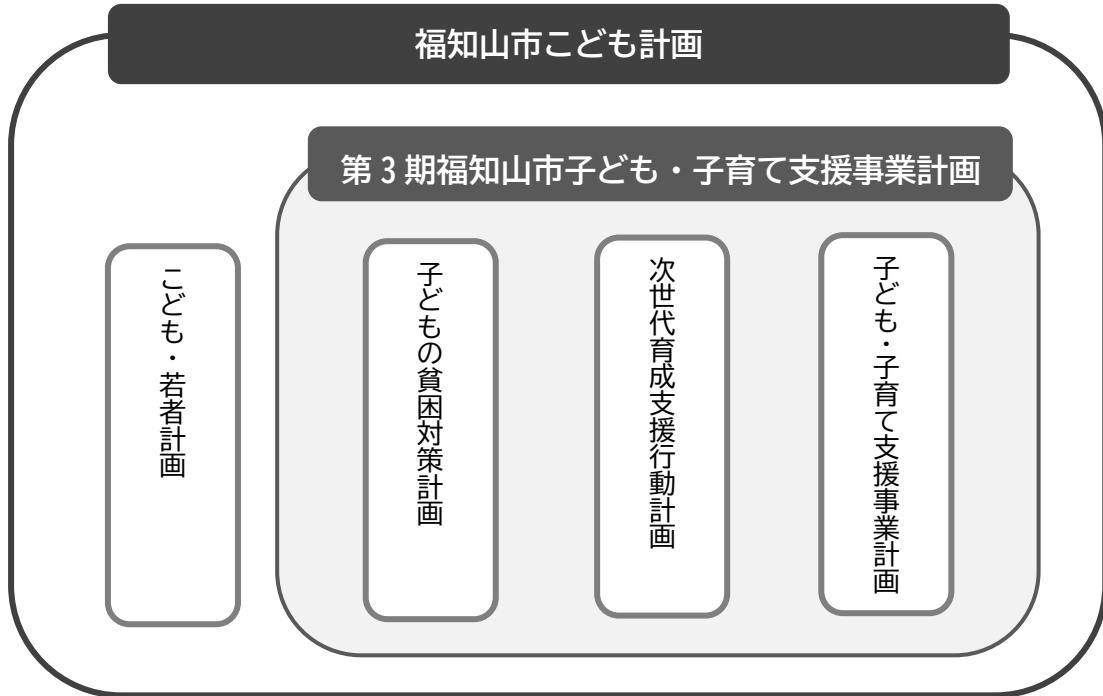
このような状況の中で、令和3（2021）年には、「子ども・若者育成支援推進大綱」が策定され、「全ての子ども・若者が自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざし、子ども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総がかりで子ども・若者の健全育成に取り組んでいく」方向が示されました。

このような方向性を踏まえながら、子どもや子育て支援のあり方や目標等を示すため、本市が令和7（2025）年に策定した「第3期福知山市子ども・子育て支援事業計画」とあわせて、「福知山市子ども・若者計画」（以下「本計画」という。）を策定し、「子ども・若者育成支援推進大綱」で示された方向に向けて、取組を進めることとします。

## 2 計画の位置付け

本計画は、全ての子ども・若者自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、地域社会が一体となって「子どもや若者に関する施策」を推進するための基本的な考え方や施策の内容などを示すものであり、「子ども基本法」第10条第5項に基づく「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に規定する「市町村子ども・若者計画」に位置付けるものです。

また、「子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」第10条第2項に規定する「市町村計画」、「次世代育成支援対策推進法」第8条第1項に規定する「市町村行動計画」、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」を包括する「第3期福知山市子ども・子育て支援事業計画」と本計画をあわせて、「子ども基本法」第10条第2項に規定する「市町村子ども計画」である「福知山市子ども計画」として策定します。



### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4か年とします。

計画期間終了後の令和12年度からは、本計画と「第3期福知山市子ども・子育て支援事業計画」を統合し、新たに、「第2期福知山市こども計画（第4期福知山市子ども・子育て支援事業計画）」としていく予定です。

H 30	R 元	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16

第2期  
福知山市子ども・子育て  
支援事業計画

第1期  
福知山市こども計画

第3期  
福知山市子ども・子育て  
支援事業計画

福知山市  
こども・若者計画

評価・  
次期計  
画策定

(予定)  
第2期  
福知山市こども計画

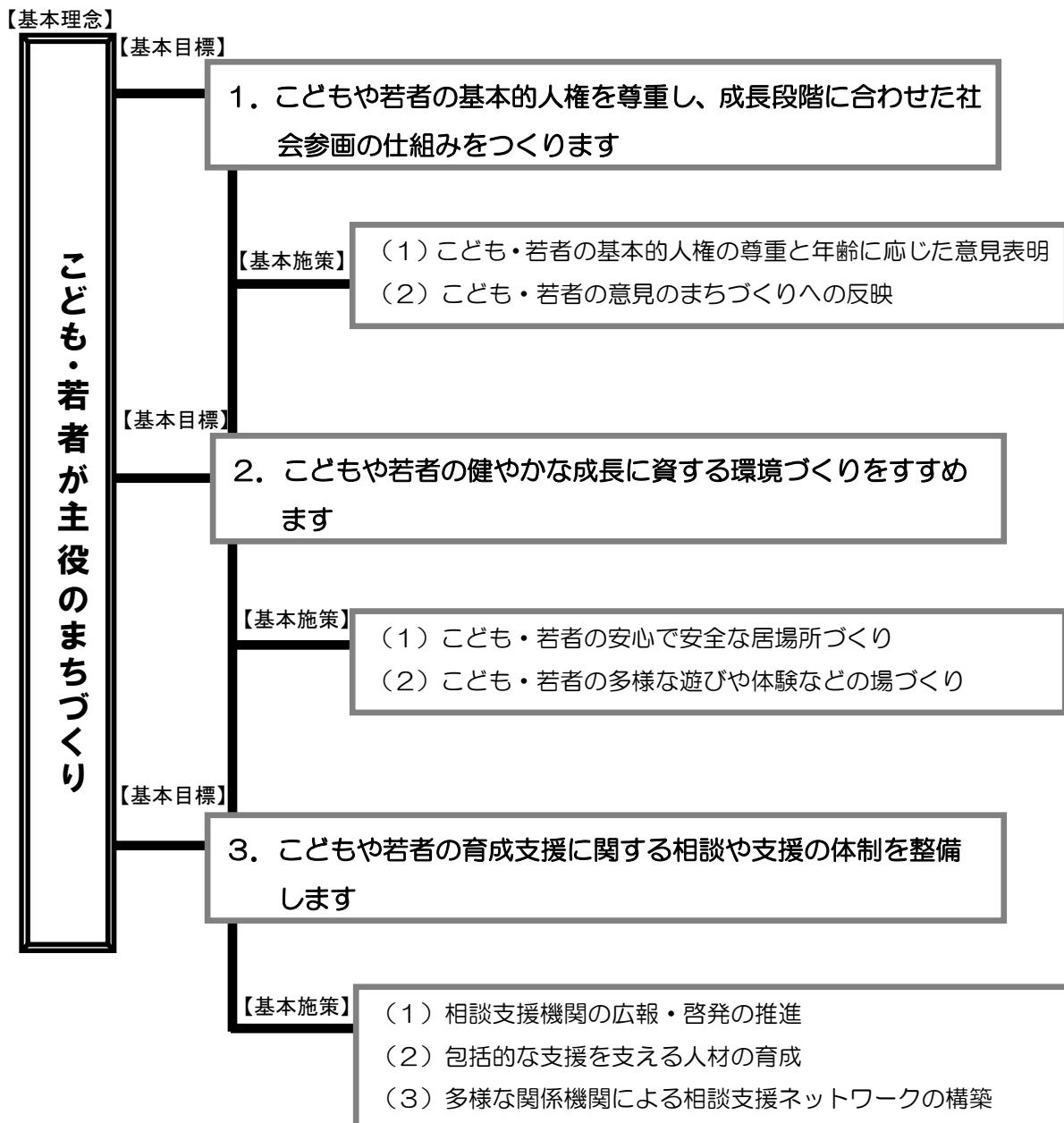
## 第2章 計画の基本的な考え方

### 1 計画の基本理念

#### こども・若者が主役のまちづくり

すべてのこども・若者がいかなる場面でも基本的人権を尊重され、自らの居場所を得て、成長・活躍できる社会をめざし、こども・若者の意見表明や社会参画を促進しつつ、社会総がかりでこども・若者が主役となるまちづくりをすすめます。

### 2 計画の体系



### 3 計画の基本目標

#### **基本目標 1 こどもや若者の基本的人権を尊重し、成長段階に合わせた社会参画の仕組みをつくります**

すべてのこどもや若者の基本的人権を尊重し、生きる喜びや豊かな人間性を育みながら、こどもや若者の人権感覚が涵養されるまちづくりをすすめます。

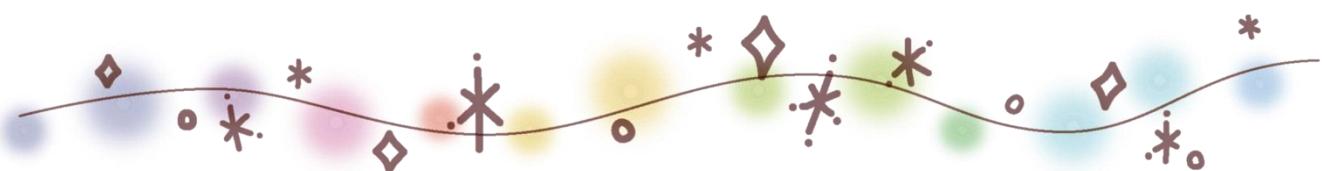
また、こどもや若者が自らの意見を持ち、その意見を表明することや成長段階に合わせて社会参画する仕組みをつくります。

#### **基本目標 2 こどもや若者の健やかな成長に資する環境づくりをすすめます**

こども・若者が、自己肯定感や自己有用感を高め、自分らしく社会生活を営むため、安全で安心して過ごすことができる居場所や、多様な学びや様々な体験活動・遊びの機会を提供し、こどもや若者の健やかな成長に資する環境づくりをすすめます。

#### **基本目標 3 こどもや若者の育成支援に関する相談や支援の体制を整備します**

核家族化、少子化、ライフスタイルの多様化などにより、人々が集う機会が減り、互いに支え合う意識が弱まるなど、人と人とのつながりが希薄になってきています。こども・若者や家庭の孤立した状態に早期に気づき、適切な支援につなぐことが大切であり、関係機関等と連携を密にしながら、市民・事業者・関係機関・行政が一丸となって地域全体でこども・若者の育成を支援し、自立を支える体制を整備していきます。



## 第3章 施策の内容

### 基本目標1 こどもや若者の基本的人権を尊重し、成長段階に合わせた

#### 社会参画の仕組みをつくります

##### アンケート結果などからみた本市の現状と課題

###### (1) アンケート結果

○アンケートの設問「住んでいるまちや、自分の生活などをよりよくするために、あなたが意見を言う場合、どのような方法がよいですか」について、小学生は「大人に話す」が58%であり、また中学生と15歳～29歳ではいずれも「アンケートに答える」が50%を超えていました。

○15歳～29歳の自由記述において、「意見を言える場所がない」、「伝える方法がない」との回答がありました。

###### (2) 現状と課題

○学校教育などでは、主体的・対話的で深い学びの実現をめざした取組を進めています。

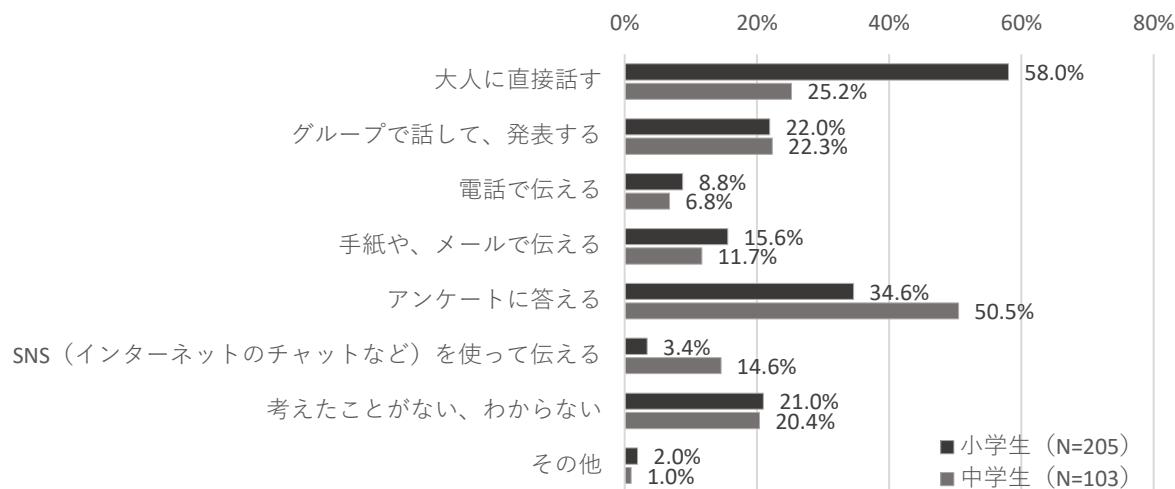
○このような取組により、こども・若者が主体的に考え、自分自身の考え方や意見を持つ土壤はある程度育っていると考えられます。

○一方、アンケート結果では、本市において、「自分の意見を伝える方法がない」との回答も見られ、今後、こどもや若者の意見を反映する仕組みづくりが求められます。

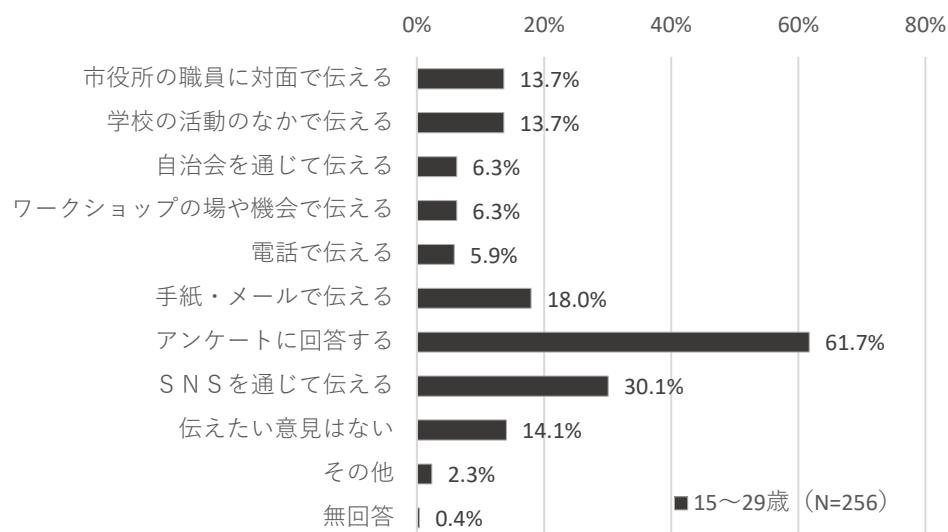
## ■ (アンケート設問)

住んでいるまちや、自分の生活などをよりよくするために、あなたが意見を言う場合、どのような方法がよいですか。（3つまで）

<小学生・中学生回答>



<15～29歳回答>



## アンケート調査での当事者の主な意見

- ◇意見をいえる場所がない。
- ◇思いを伝えるよい方法がない。
- ◇誰もが発言しやすいまちづくりをしてほしい。
- ◇みんなにやさしいまちづくりをしてほしい。

### ●施策の方向性

すべてのこどもや若者の基本的人権を尊重し、生きる喜びや豊かな人間性を育みながら、人権感覚を養います。

また、子どもの時から主体的な自己決定あるいは意見表明の経験を積み重ね、青年期から成人期に至る若者の意見表明や主体的な社会参画につなげていきます。

こどもや若者の社会参画と意見表明の大切さを伝え、意見形成や意見表明の機会が確保されるよう努めるとともに、こどもや若者の意見が施策に反映する仕組みづくりをすすめます。

### (1) こども・若者の基本的人権の尊重と年齢に応じた意見表明

こども基本法では、子どもの権利条約の考え方をふまえ、「差別の禁止と基本的人権の尊重」「適切に育てられる権利の保障」「意見表明や社会参画の機会の保障」といった基本理念が掲げられています。

子どもの権利条約やこども基本法の趣旨や内容を広く周知し、地域全体で共有を図り、学校や家庭生活などあらゆる場面で、また、児童虐待の早期発見と発生予防など、こども・若者権利を守る施策を推進します。すべてのこどもや若者の基本的人権を尊重し、生きる喜びや豊かな人間性を育みながら、人権感覚を養います。

また、乳幼児期から学童期・思春期・青年期に至るまで、日常的に自分の考えや意見を表明できる機会を持つことができるよう気運の醸成と環境整備に取り組みます。

### (2) こども・若者の意見のまちづくりへの反映

こどもや若者の意見を聴き、こどもや若者のニーズに沿った施策を展開します。また、こどもや若者が自分たちの思いや考えが施策に反映されることを実感することにより、社会の一員としての主体性を育んでいきます。

## 基本目標2 こどもや若者の健やかな成長に資する環境づくりをすすめます

### アンケート結果などからみた本市の現状と課題

#### (1) アンケート結果

- アンケートの設問「あなたは、どんな遊び場所があればいいと思いますか」について、就学前、小学生、中学生の回答はいずれも「雨が降っていても遊べる場所」、「暑さ・寒さを気にせず遊べる場所」が50%を超えていました。
- 設問「あなたは普段、どこで遊ぶことが多いですか」の回答では、就学前・小学生・中学生とも80%～90%が「自分の家」との回答となっています

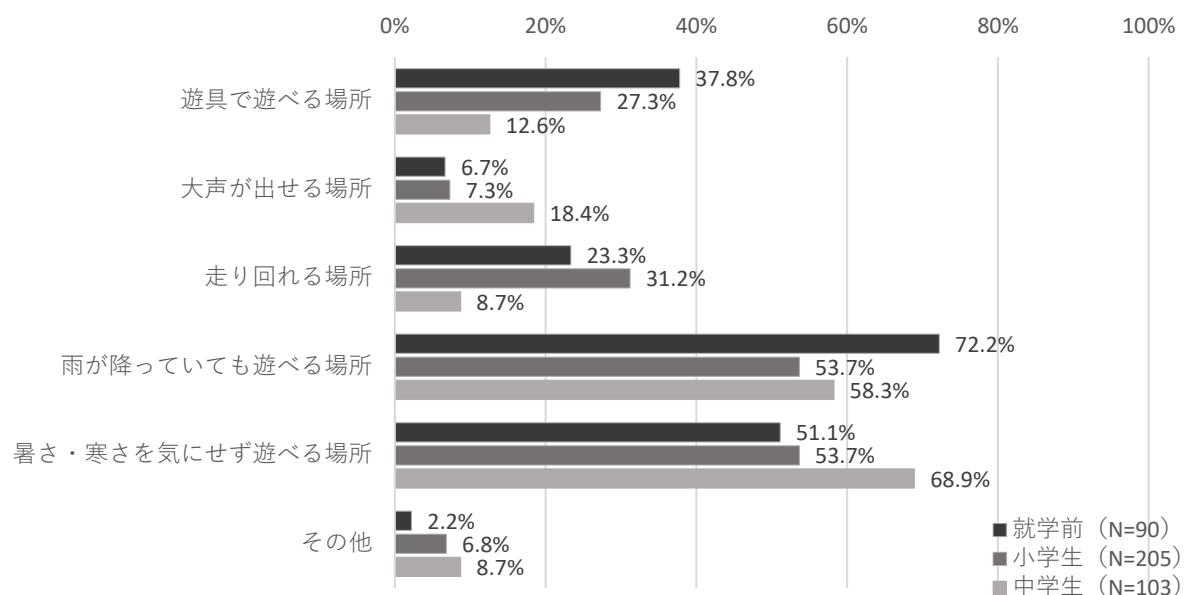
#### (2) 現状と課題

- 遊びは、子どもの成長にとって非常に重要なのですが、アンケート結果からも、年齢を問わず、普段は自宅で遊んでいるのが現状です。
- アンケート結果も含めて、天候や気温など自然条件に左右されることなく遊べる場を求める市民の要望が多く、そのような遊び場が求められます。

## ■ (アンケート設問)

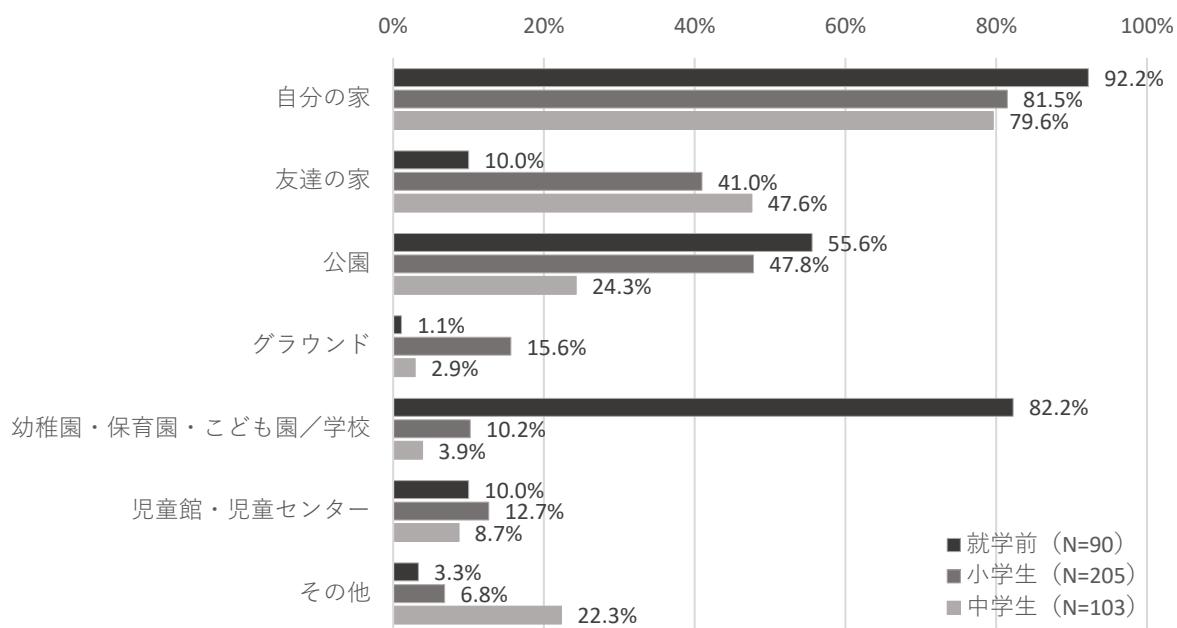
あなたは、どんな遊び場所があればいいと思いますか。 (2つまで)

<就学前・小学生・中学生回答>



あなたは普段、どこで遊ぶことが多いですか。 (3つまで)

<就学前・小学生・中学生回答>



## アンケート調査での当事者の主な意見

- ◇天候に左右されない遊び場が欲しい。
- ◇公園を増やしてほしい。
- ◇野球やサッカー、バスケットなどのスポーツができるところを増やしてほしい。
- ◇エアコンのきいた遊び場をお願いしたい。
- ◇乳幼児が遊べる施設が欲しい。

### ●施策の方向性

子どもや若者にとって安心で安全な居場所の確保を図るとともに、子育て世代を中心に市民から要望の多い、天気や気温などに左右されない室内の遊び場や、多様な学びや様々な体験活動・遊びの機会を提供します。

#### (1) こども・若者の安心で安全な居場所づくり

子どもや若者にとって、安心・安全で、また居心地がよく感じられ、信頼できる大人が存在する居場所や、仲間とつながりをもってお互いに交流できる場づくりをすすめます。

#### (2) こどもや若者の多様な遊びや体験などの場づくり

多様な遊びや体験は、子どもや若者の健全な成長につながります。そのため、天気や気温に左右されない遊びや体験の場をつくるなど、成長に欠かすことのできない遊びや体験の機会を提供します。

## 基本目標3 こどもや若者の育成支援に関する相談や支援の体制を整備します

### アンケート結果などからみた本市の現状と課題

#### (1) アンケート結果

- アンケートの設問「あなたが困ったとき、だれに相談しますか」、「あなたが、自分の思っていることを、話せる人は誰ですか」について、就学前、小学生、中学生いずれも「家族」が80%を超え、続いて「友達」、「先生」の順番となっています。の中でも、年齢が高くなるにつれて、友達の割合がふえ、中学生では、「家族」と「友達」が同程度となっています。また、「困ったときに誰にも相談しない」との回答が、小学生で3%強、中学生で9%弱となっています。
- 15～29歳を対象にした設問「現在、悩んでいることや不安に思っていることはありますか」の回答結果は、「仕事や就職のこと」と「お金のこと」が40%を超えていました。また設問「あなたが悩んだり不安に感じたりしたとき、誰に相談しますか」の回答結果では、「家族」が70%を超え、次いで「友達」が50%超となっていますが、「誰にも相談しない」との回答も20%弱となっています。
- 15～29歳を対象とした設問「あなたは、こども・若者を対象とした相談機関を知っていますか」の回答結果では、「児童館・児童センター」と「子育て支援センター」の認知率が40%を超えており、「どちらも知らない」との回答も40%近くあります。

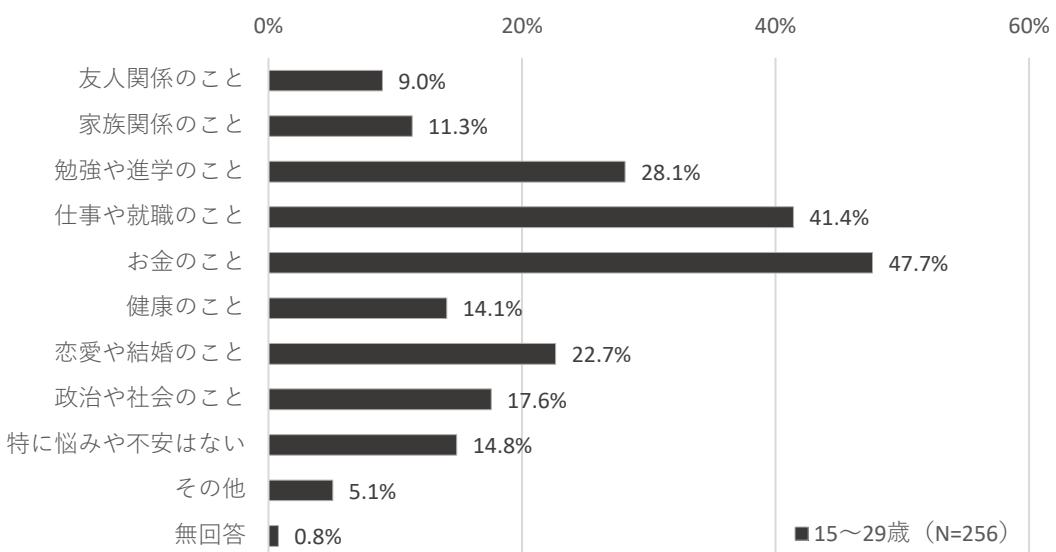
#### (2) 現状と課題

- 子育て世代における相談機関についてはアンケートで比較的認知率が高かった子育て支援センターをはじめ、健康診断等での情報提供の機会を通じて、相談機関の認知度は比較的高いと考えられます。
- アンケート結果から、小学生、中学生とも数は少ないものの「困ったときに誰にも相談しない」との回答がありました。学校とも連携しながら、相談しやすい体制づくりやヤングケアラーコーディネーターなど、家族環境にあわせた相談システムの構築が求められます。
- アンケート結果から、若者の悩み事は「仕事」や「お金」のことが多い状況がうかがえます。また相談支援機関の認知度を問う設問では、40%近くが「どの相談支援機関も知らない」と回答しており、若者への相談支援機関の周知とあわせて、必要な人が必要な支援機関につながることができるような取り組みが求められます。

## ■ (アンケート設問)

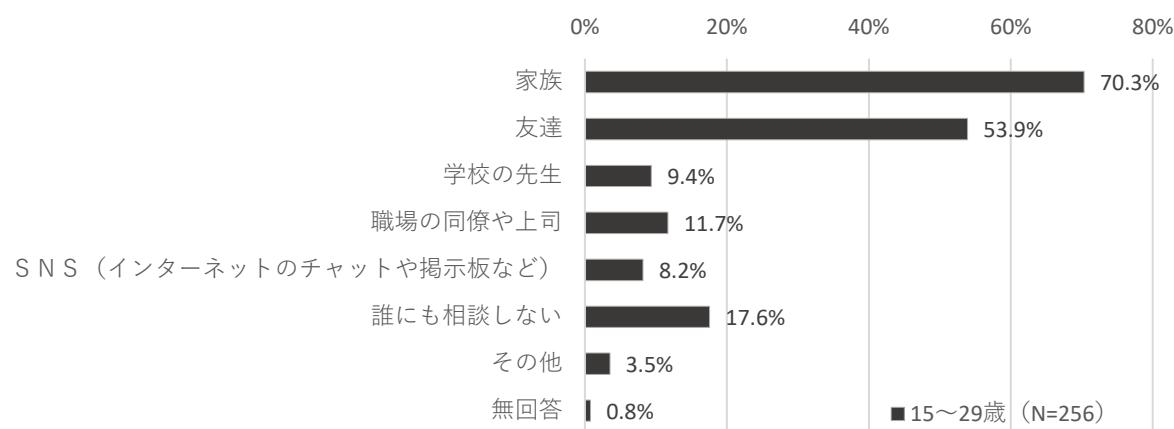
現在、悩んでいることや不安に感じていることはありますか。  
(あてはまるものすべて)

<15~29歳回答>



あなたが悩んだり不安に感じたりしたとき、誰に相談しますか。  
(あてはまるものすべて)

<15~29歳回答>



## アンケート調査での当事者の主な意見

- ◇もっと身近に相談ができる場をつくってほしい。
- ◇相談場所を知らない。広報をしてほしい。
- ◇経済的な支援を望む。
- ◇長年福知山に住んでいるが、困りごとを相談できる機関があることを知らなかった。
- ◇官民間わず、居場所や相談先が一目でわかる資料があればよい。

### ●施策の方向性

市内にあるこどもや子育て中の保護者を対象とした相談支援機関は一定程度認知されている一方で、若者を対象とした相談支援機関の認知度は高くないため、必要な人が必要な支援につながる能够性を高めています。

また、社会の複雑化を反映して、こどもや若者に関わる困りごとも多様で複雑化してきているため、これらの相談に対して的確に支援できるように、支援スタッフのスキルの向上を図ります。

さらに、市内に複数ある子育て中の保護者自身による子育て支援団体について、これらの団体の交流をすすめ、当事者同士でのコミュニケーションを図り、支援していく輪を広げていきます。

#### (1) 相談支援機関の広報・啓発の推進

様々な困りごとを抱えるこどもや若者が利用できる相談支援機関の連携を強化するとともに、本人、家族、支援者などへの相談支援機関の周知に努めます。

#### (2) 包括的な支援を支える人材の育成

こどもや若者、その家族がどこの相談窓口を訪問しても、相談者の困りごとに 対して寄り添い、包括的に相談を受け止めることができる職員の育成に努めます。また、複雑化・複合化する課題を抱える対象者の、包括的な相談支援体制の推進に欠かせない専門知識を有し、コーディネート力のある職員の育成に努めます。

#### (3) 多様な関係機関による相談支援ネットワークの構築

困難な状況にあるこどもや若者を支えるためには、行政、学校や地域の支援機関、専門機関に加えて、家族や友人の理解やサポートも重要であることから、それぞれの役割を明確にしつつ、社会全体で連携し、支えられる相談支援ネットワークの構築に努めます。

また、市内には子育て中の保護者による子育て支援団体が複数あることから、団体同士の交流を深めつつ、ピアカウンセリングできる体制づくりに努めます。

さらに、あらゆる相談に対応できるよう、重層的支援体制整備事業の取組をより進めるために、府内外の連携を推進します。

## 第4章 計画の推進体制

### 1 計画の進行管理

計画の着実な推進、進行管理を行うため、計画を立案し（Plan）、実践する（Do）ことはもちろん、計画策定後も適切に評価（Check）、改善（Action）が行えるよう、循環型のマネジメントサイクル（PDCAサイクル）を構築します。

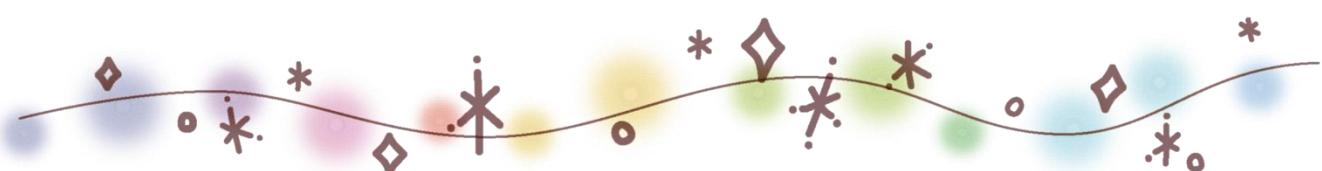
### 2 「こども・子育て支援事業債」の活用

こども・子育て支援施設の整備等にあたっては、地方交付税措置のある「こども・子育て支援事業債」を活用していきます。

### 3 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、教育・保育機関、関係団体の代表、市民の代表等で構成する「福知山市子ども・子育て会議」において評価を行いながら、必要に応じて取組の見直しを行うとともに、施策・事業の円滑な実施に向けた提言をいただきながら、府内各課及び関係機関の連携により着実に計画を推進します。

また、市民に対しては広報やホームページなどにより、計画の進捗状況等を公開し、子育てや若者の支援に関する広報啓発に努めます。



# 資料編

## 1 福知山市子ども・子育て会議条例

○福知山市子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。次条において「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、福知山市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 会議の任務は、次のとおりとする。

- (1) 法第72条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が定める事務を処理すること。

(組織)

第3条 会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員15名以内をもって組織する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることがある。

(臨時委員)

第4条 特別の事項を調査審議させる必要があるときは、会議に臨時委員若干名を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、その特別の事項に関する調査審議の終了までとする。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を1名置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。ただし、会長及び副会長が選出されていないときは、市長が行う。

2 会議は、委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に關係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 会議は、調査審議のため必要があるときは、関係者から意見を聴取する、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども家庭部こども福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(福知山市附属機関設置条例の一部改正)

2 福知山市附属機関設置条例（昭和28年福知山市条例第29号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年福知山市条例第33号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(福知山市景観条例の一部改正)

4 福知山市景観条例（平成24年福知山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成30年3月28日条例第18号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日条例第28号）抄

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月27日条例第34号）抄

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 2 福知山市子ども・子育て会議委員等名簿

	氏名	所属	役職	備考
1	足立 喜代美	N P O 法人 おひさまと風の子サロン	理事長	
2	足立 淳子	福知山市男女共同参画審議会	委員	
3	莢田 和樹	福知山市立三和こども園保護者会	会長	
4	高橋 徹	福知山市P T A連絡協議会	庶務部員	
5	門野 亜純	市民公募		
6	桐村 信太郎	福知山商工会議所 中小企業相談所	所長	
7	佐藤 健	福知山地区労働者福祉協議会	会長	
8	塩見 奈保美	福知山市保育協会	委員	
9	牧 孝年	福知山市民生児童委員連盟	会長	副会長
10	松田 えりか	福知山市自立支援協議会	委員	
11	夜久 豊基	福知山市社会福祉協議会	会長	会長
12	矢田谷 安子	福知山聖マリア幼稚園	園長	

(令和8年3月現在 50音順 敬称略)

## 3 福知山市子ども・子育て会議開催経過

開催日程	議事内容
令和7年度 第1回 令和7年6月30日(月)	(1) 令和6年度事業について (2) こども計画について
令和7年度 第2回 令和7年7月28日(月)	(1) 保育料及び公立保育園・こども園の給食費について (2) 放課後児童クラブの利用料について (3) こども・若者計画に係るアンケートの実施について
令和7年度 第3回 令和7年10月31日(金)	(1) こども・若者計画(案)について (2) あゆみ保育園地域子育て支援センターに関すること (3) ベビーファーストの取組みについて
令和7年度 第4回 令和7年11月21日(金)	こども・若者計画(案)について
令和7年度 第5回 令和8年 月 日( )	

## 4 福知山市こども・若者計画の策定に係るアンケート調査結果概要

### (1) 調査の概要

#### ①調査の目的

本調査は、こども・若者に関する現在の状況や今後のニーズを把握し、本計画策定の資料とするため実施しました。

#### ②調査の概要

- 調査地域：福知山市全域
- 調査対象者：福知山市内在住の29歳までの人
- 抽出方法：住民基本台帳より、就学前児童200人、小学生600人、中学生300人、15～29歳の人1,200人の合計2,300人を無作為抽出
- 調査期間：令和7年7月22日（火）～令和7年8月17日（日）
- 調査方法：郵送配布・WEB回答による郵送調査法
- 調査票の回収率

調査票	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前	200	90	45.0%
小学生	600	205	34.2%
中学生	300	103	34.3%
15～29歳	1,200	256	21.3%
合計	2,300	654	28.4%

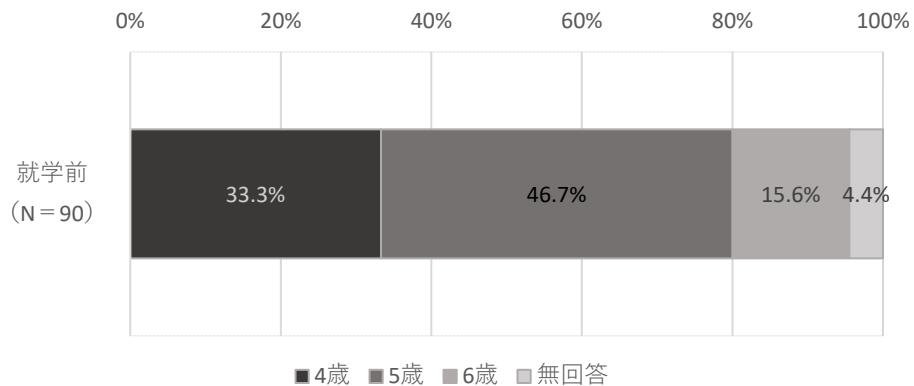
#### ③グラフ等の見方

- 調査票回収の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、本報告書内の分析文、グラフ、表においても反映しています。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「無回答」とあるものは、回答が示されていないものです。
- 図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 実際の就学前及び小学生のアンケートではひらがなで設問及び選択肢を表記しましたが、本文中では便宜上漢字を用いて表記している部分があります。

## (2) 調査結果（就学前、小学生、中学生）

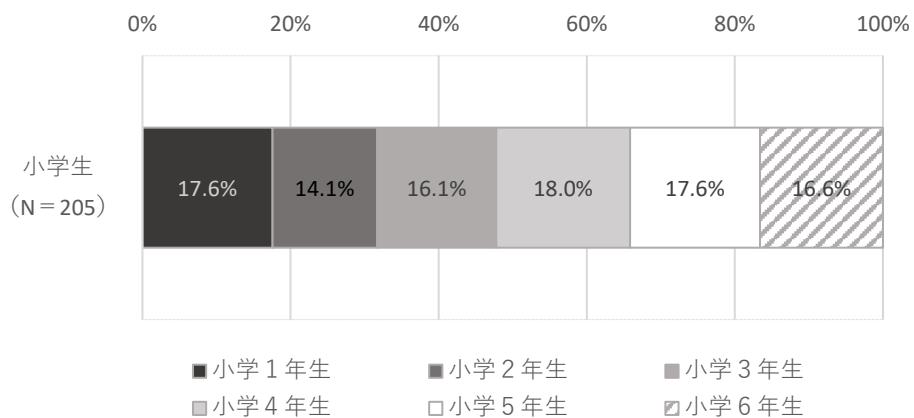
### ①あなたの年齢を教えてください。〈数量回答〉 〔就学前調査…問1〕

就学前調査で回答した対象者の年齢は、「4歳」が33.3%、「5歳」が46.7%、「6歳」が15.6%となっています。



### ②あなたにあてはまるものをえらんでください。 〔小学生調査…問1〕

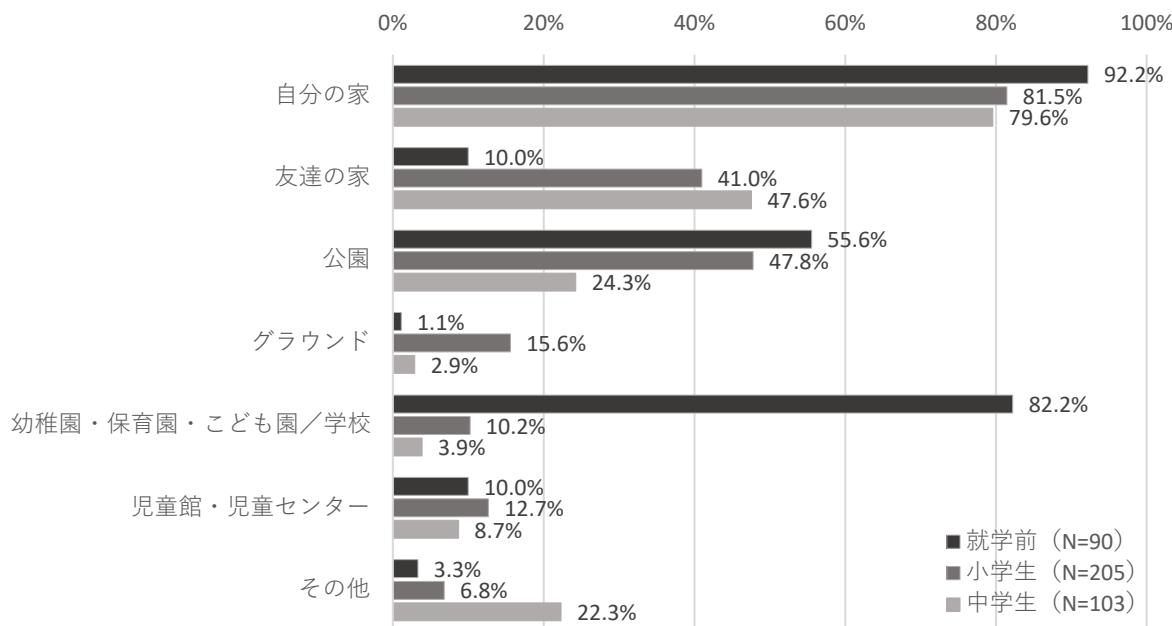
小学生調査で回答した対象者の学年は、「小学1年生」が17.6%、「小学2年生」が14.1%、「小学3年生」が16.1%、「小学4年生」が18.0%、「小学5年生」が17.6%、「小学6年生」が16.6%となっています。



### ③あなたは普段、どこで遊ぶことが多いですか。（3つまで）

〔就学前調査…問2、小学生調査…問2、中学生調査…問1〕

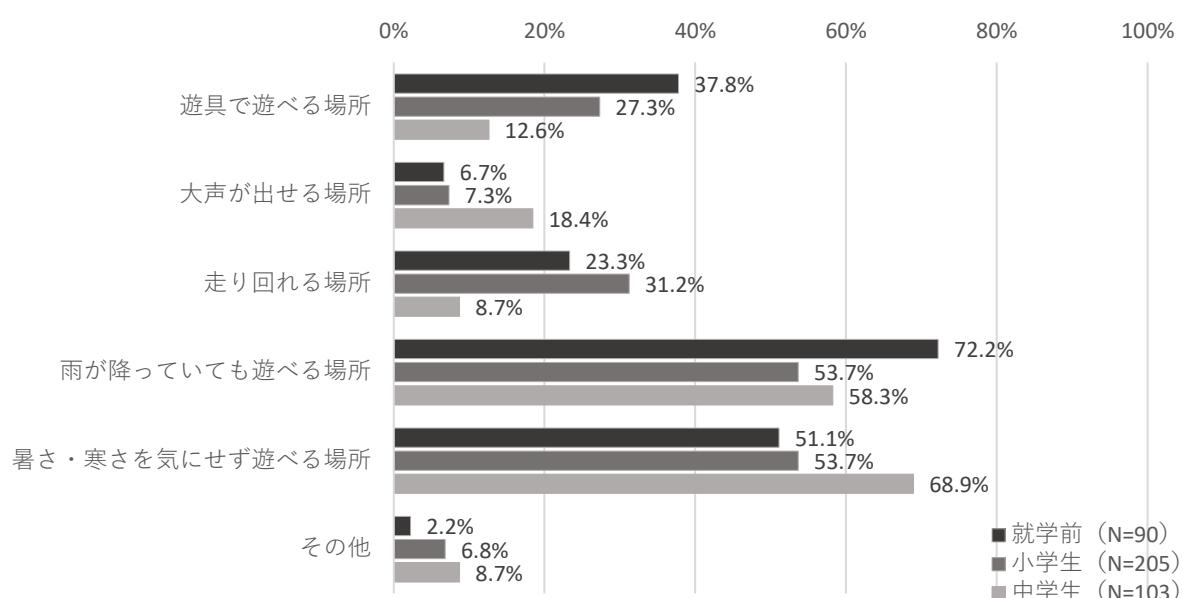
普段遊んでいる場所について、就学前調査、小学生調査、中学生調査全てにおいて「自分の家」が最も高くなっています。就学前調査では「幼稚園・保育園・こども園」が次に高く、小学生調査では「公園」、中学生調査では「友達の家」が次に高くなっています。



### ④あなたは、どんな遊び場所があればいいと思いますか。（2つまで）

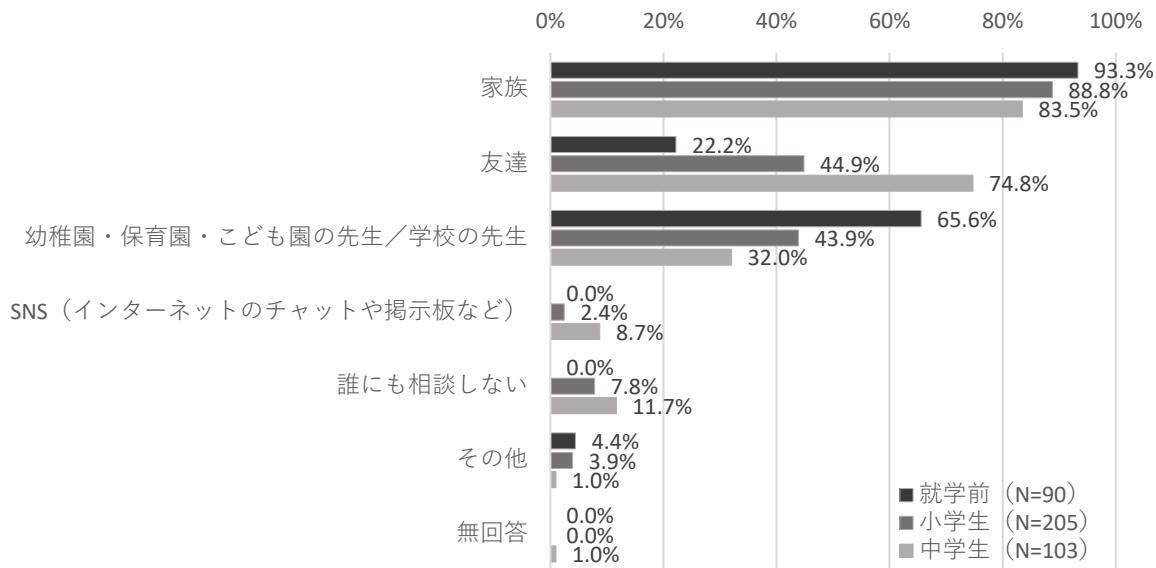
〔就学前調査…問3、小学生調査…問3、中学生調査…問2〕

どんな遊び場所を求めているかについて、就学前調査では「雨が降っていても遊べる場所」が72.2%で最も高く、小学生調査では「雨が降っていても遊べる場所」「暑さ・寒さを気にせず遊べる場所」がともに53.7%で最も高く、中学生調査では「暑さ・寒さを気にせず遊べる場所」が68.9%で最も高くなっています。



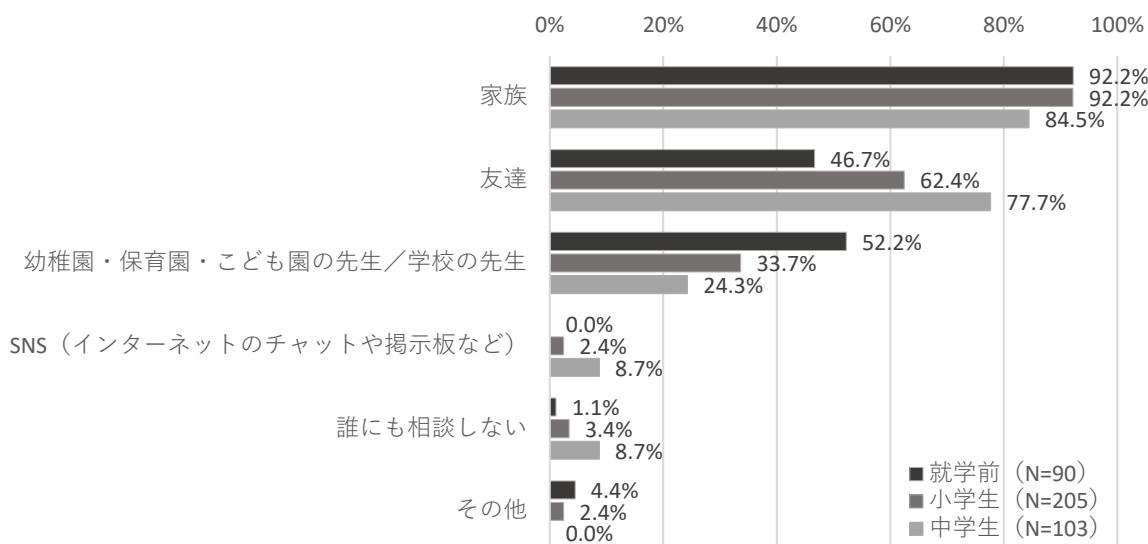
## ⑤あなたが困ったとき、誰に相談しますか。（あてはまるものすべて） 〔就学前調査…問4、小学生調査…問4、中学生調査…問3〕

困ったときに相談する相手について、就学前調査、小学生調査、中学生調査全てにおいて「家族」が最も高くなっています。就学前調査では「幼稚園・保育園・こども園の先生」が次に高く、小学生調査と中学生調査では「友達」が次に高くなっています。



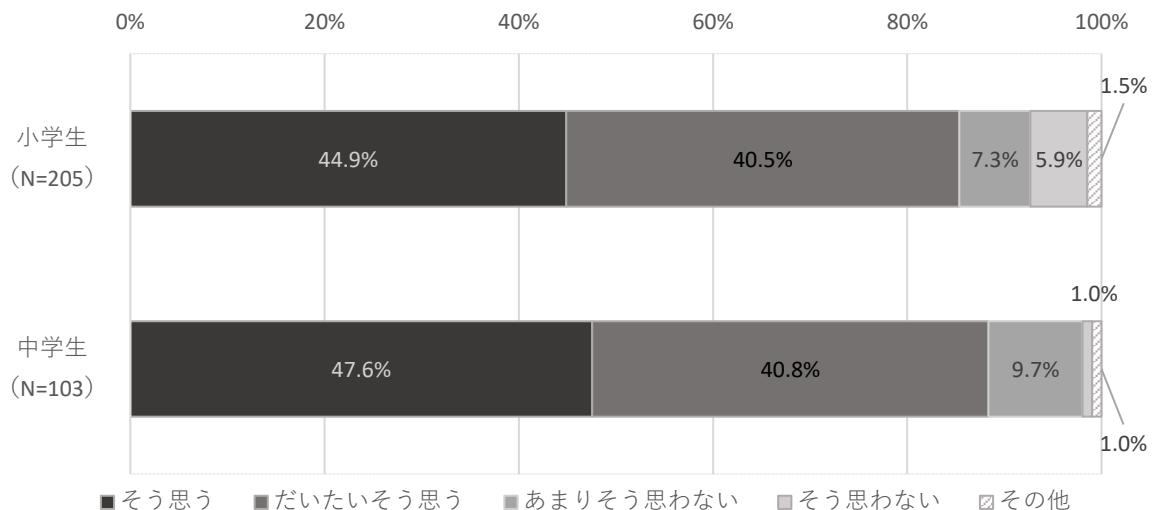
## ⑥あなたが、自分の思っていることを、話せる人を選んでください。 （あてはまるものすべて） 〔就学前調査…問5、小学生調査…問5、中学生調査…問4〕

自分の思っていることを話せる相手について、就学前調査、小学生調査、中学生調査全てにおいて「家族」が最も高くなっています。就学前調査では「幼稚園・保育園・こども園の先生」が次に高く、小学生調査と中学生調査では「友達」が次に高くなっています。



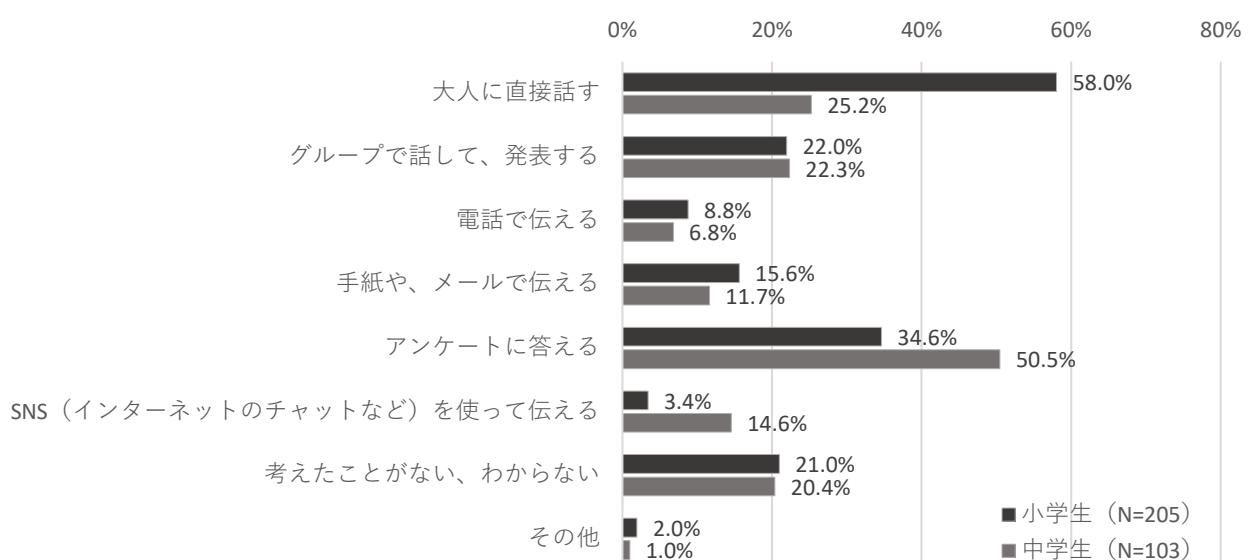
**⑦あなたは普段、まわりの人に、あなたの考え方や思っていることを聞いてもらっていると思いますか。（1つだけ）**  
**[小学生調査…問6、中学生調査…問5]**

普段まわりの人に、自分の考え方や思っていることを聞いてもらっていると思うかについては、「そう思う」「だいたいそう思う」の合計が小学生調査で85.4%、中学生調査で88.4%、「あまりそう思わない」「そう思わない」の合計が小学生調査で13.2%、中学生調査で10.7%となっています。



**⑧住んでいるまちや、自分の生活などをよりよくするために、あなたが意見を言う場合、どのような方法がよいですか。（3つまで）**  
**[小学生調査…問7、中学生調査…問6]**

住んでいるまちや自分の生活などをよりよくするために、意見を言う場合の方法について、小学生調査では「大人に直接話す」が59.0%で最多く、「アンケートに答える」が34.6%で次に多くなっています。中学生調査では「アンケートに答える」が50.5%で最多く、「大人に直接話す」が25.2%で次に多くなっています。

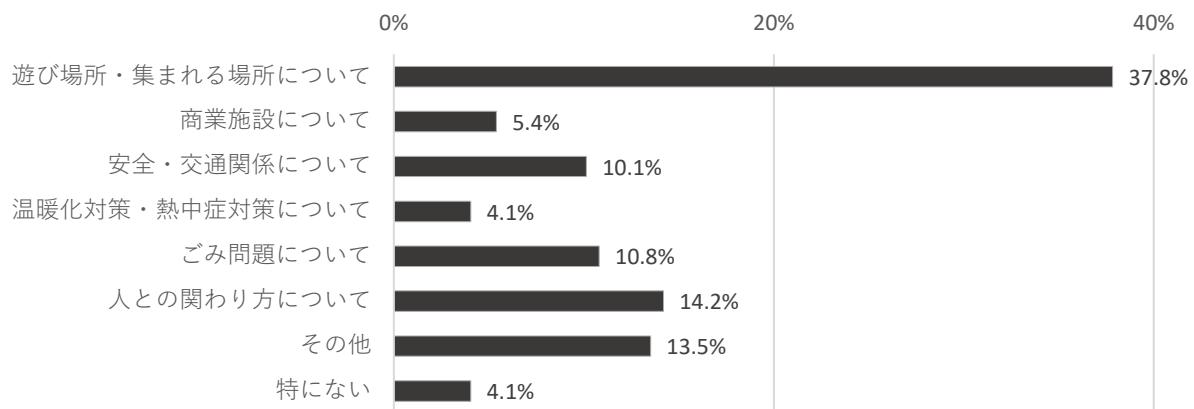


⑨住みやすいまちにするために、あなたの考え方や意見があれば、自由に書いてください。

〔小学生調査…問8、中学生調査…問7〕

全部で148件の意見がありましたが、その内容を分類すると以下のとおりでした。

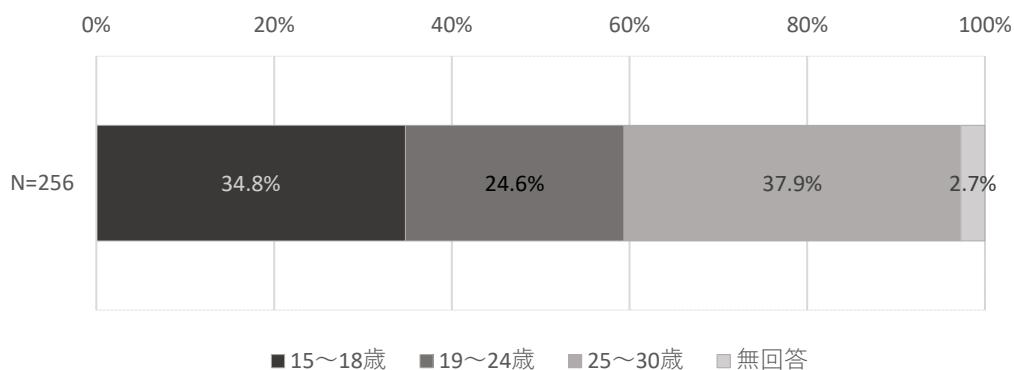
■ 小学生・中学生 (N=148)



### (3) 調査結果 (15~29歳)

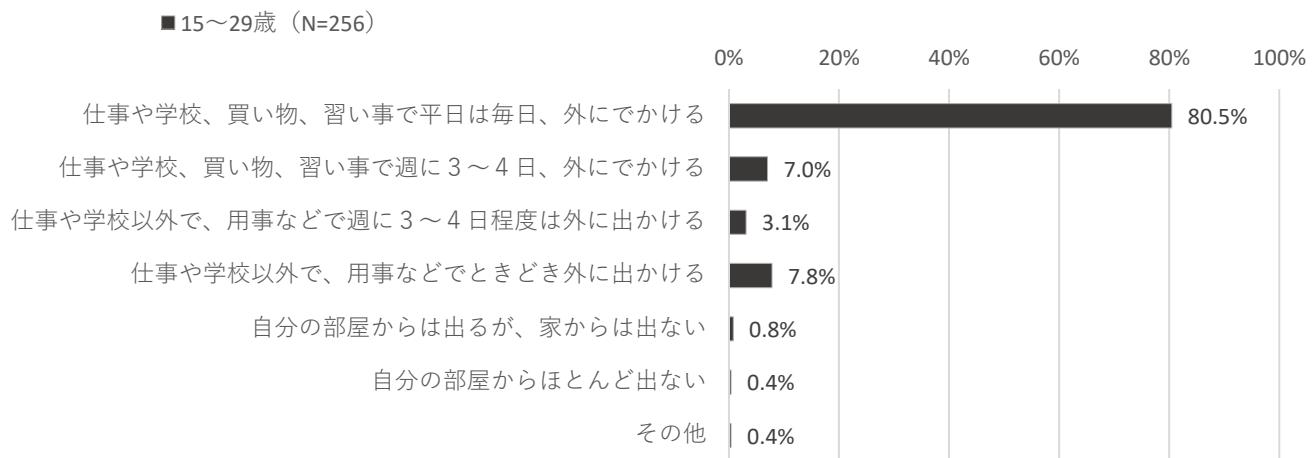
#### ①あなたの年齢を教えてください。〈数量回答〉

15~29歳調査で回答した対象者の年齢は、「15~18歳」が34.8%、「19~24歳」が24.6%、「25~30歳」が37.9%となっています。



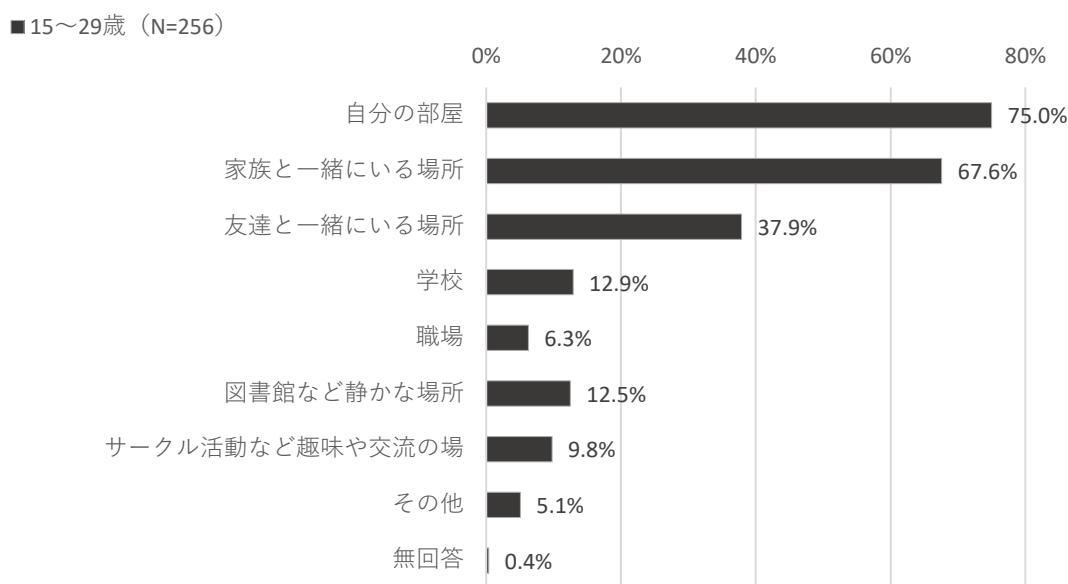
## ②あなたは普段どのくらい外出しますか。（あてはまるもの1つ）

外出の頻度について、「仕事や学校、買い物、習い事で平日は毎日、外にでかける」が80.5%で最も多く、次いで「仕事や学校以外で、用事などでときどき外に出かける」が7.8%となっています。



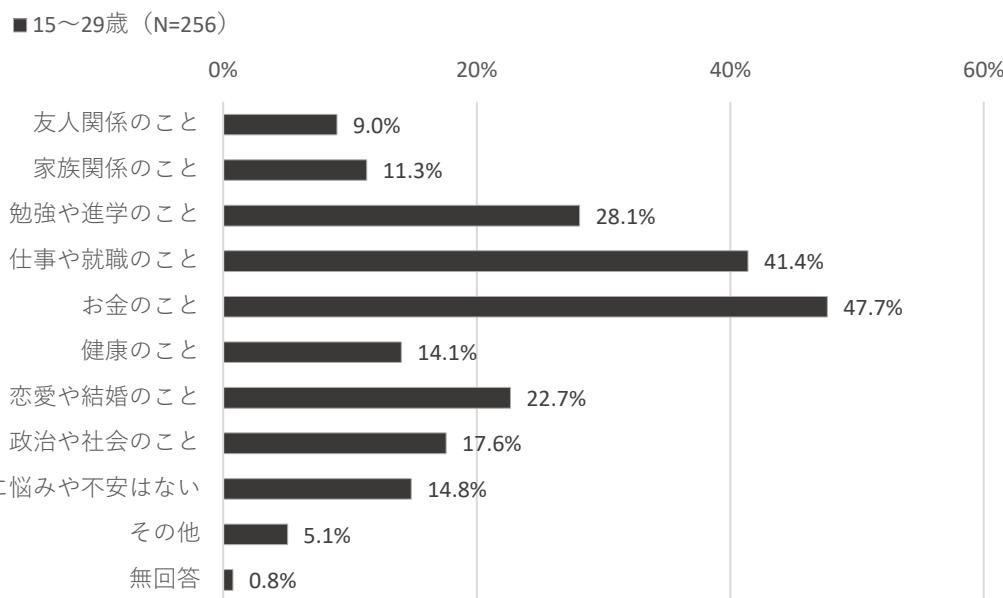
## ③あなたが、「安心できる場所」はどこですか。（あてはまるものすべて）

安心できる場所について、「自分の部屋」が75.0%と最も高く、次いで「家族と一緒にいる場所」が67.6%となっています。



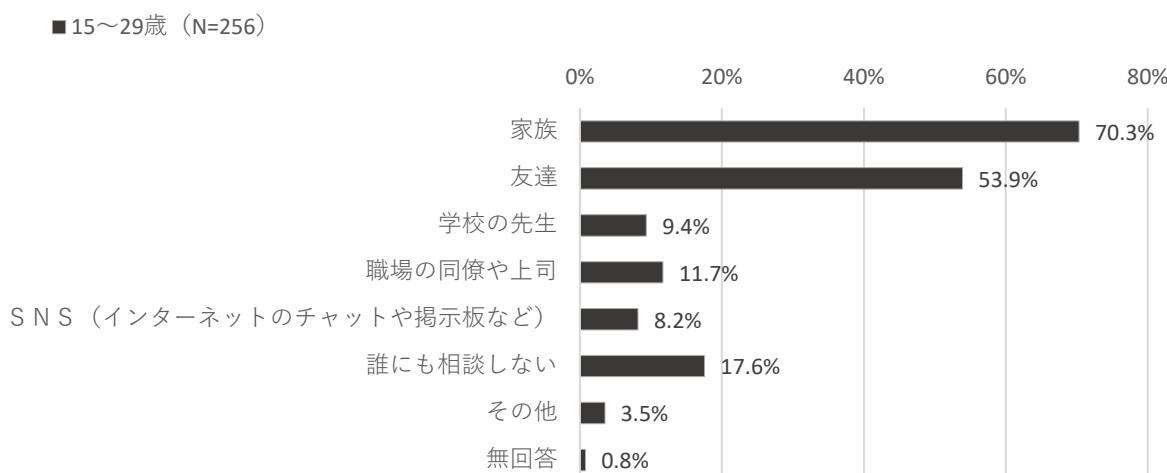
④現在、悩んでいることや不安に感じていることはありますか。（あてはまるものすべて）

現在の悩み事について、「お金のこと」が47.7%で最も多く、次いで「仕事や就職のこと」が41.4%となっています。



⑤あなたが悩んだり不安に感じたりしたとき、誰に相談しますか。  
(あてはまるものすべて)

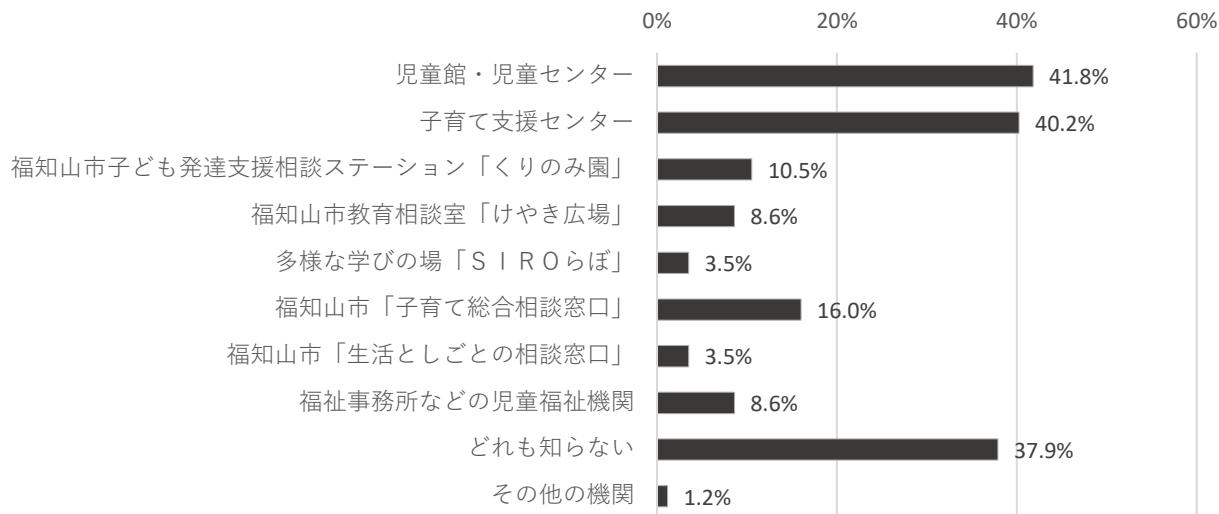
悩んだり不安に感じたりしたときの相談相手について、「家族」が70.3%と最も高く、次いで「友達」が53.9%となっています。



## ⑥あなたは、こども・若者を対象とした相談機関等を知っていますか。 (あてはまるものすべて)

知っているこども・若者を対象とした相談機関等について、「児童館・児童センター」が41.8%で最も多く、次いで「子育て支援センター」が40.2%となっています。

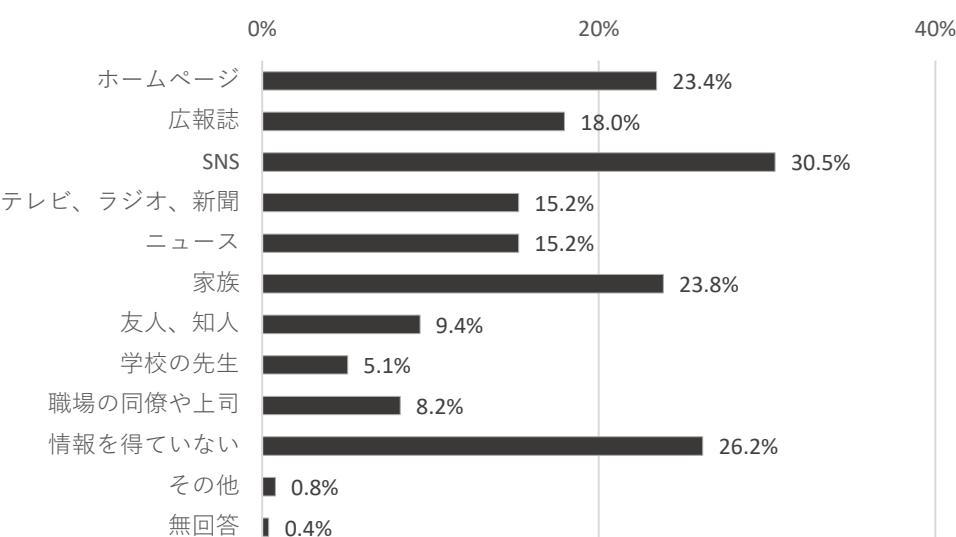
■ 15～29歳 (N=256)



## ⑦あなたは自治体の制度や政策の情報をどのように得ていますか。 (3つまで)

自治体の制度や政策の情報の入手方法について、「SNS」が30.5%と最も高く、次いで「情報を得ていない」が26.2%となっています。

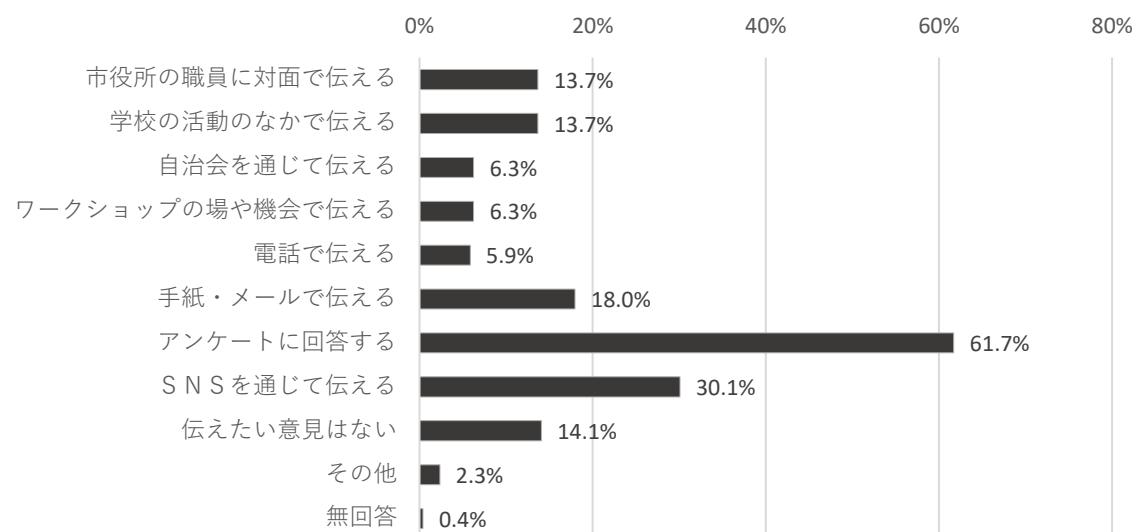
■ 15～29歳 (N=256)



## ⑧住んでいるまちや、自分の生活などをよりよくするために、あなたが意見を言う場合、どのような方法がよいですか。（3つまで）

住んでいるまちや自分の生活などをよりよくするために、意見を言う場合の方法について、「アンケートに回答する」が61.7%で最も多く、次いで「SNSを通じて伝える」が30.1%となっています。

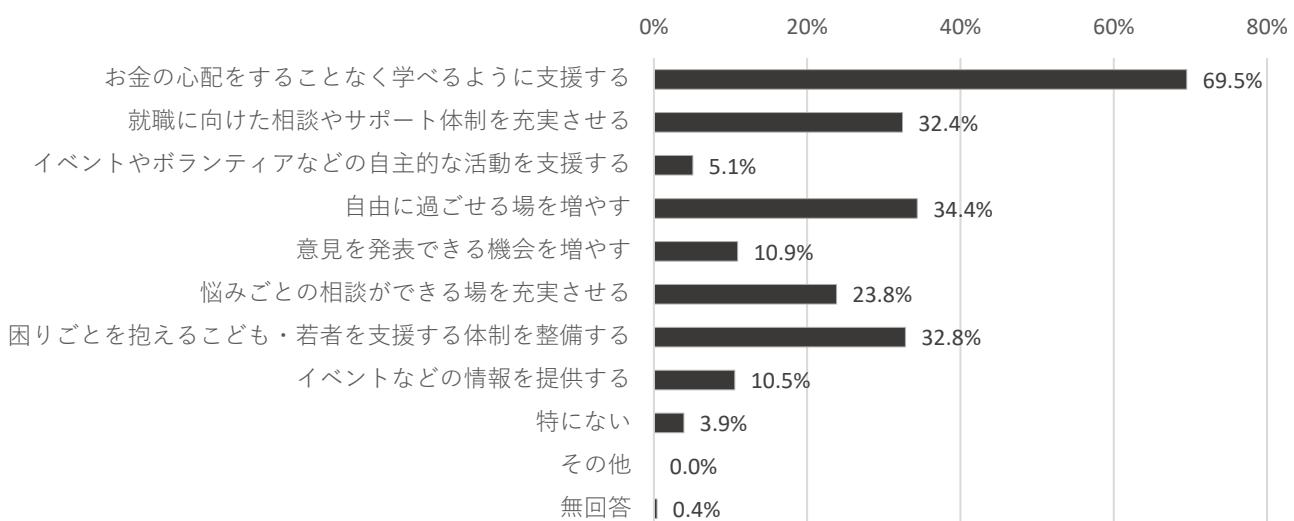
■ 15～29歳（N=256）



## ⑨あなたは、こども・若者のために必要なことは何だと思いますか。（3つまで）

こども・若者のために必要なことについて、「お金の心配をすることなく学べるように支援する」が69.5%と最も高く、次いで「自由に過ごせる場を増やす」が34.4%となっています。

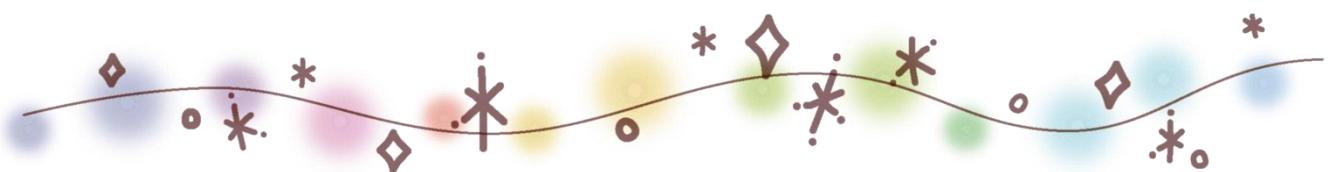
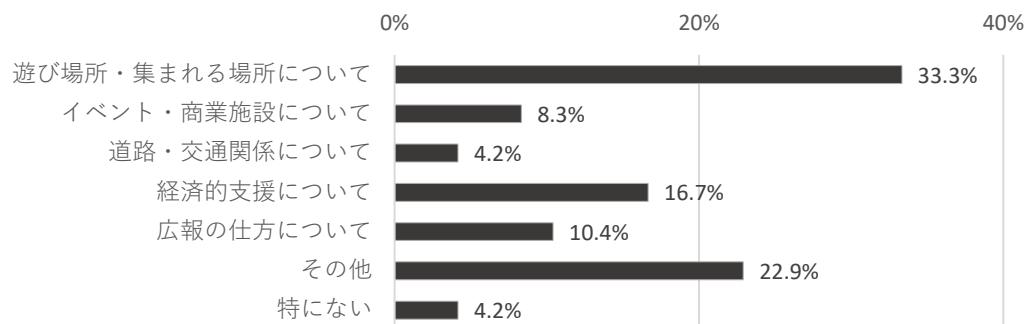
■ 15～29歳（N=256）



⑩こども・若者に対する支援に関してご意見がございましたら、ご自由にご記入ください。

全部で48件の意見がありましたが、その内容を分類すると以下のとおりでした。

■ 15~29歳 (N=48)





# 子どもの権利条約



「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満を「児童(子ども)」と定義し、国際人権規約(第21回国連総会で採択・1976年発効)が定める基本的人権を、その生存、成長、発達の過程で特別な保護と援助を必要とする子どもの視点から子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。

1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

この条約は大きくわけて次の4つの子どもの権利を守るように定めています。

## ●●子どもの権利条約が定めている権利●●

### 1 生きる権利

病気などで命をうばわれないこと。  
病気やけがをしたら治療を受けられることなど。

### 2 育つ権利

教育を受け、休んだり遊んだりできること。考え方や信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができることなど。

### 3 守られる権利

あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。

### 4 参加する権利

自由に意見をあらわしたり、集まってグループをつくったり、自由な活動をおこなったりできることなど。



## **福知山市こども・若者計画**

---

発行年月：令和8年3月

発行：福知山市こども家庭部

住所：〒620-0035 京都府福知山市字内記100番地  
TEL 0773-24-7011 FAX 0773-23-7011

---